保護者各位

能代市教育委員会

令和６年度就学援助(準要保護)の申請について

　能代市では、経済的な理由により小・中学生の教育費の負担が困難なご家庭に、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行っています。

　令和６年度の申請を下記のとおり受け付けます。申請用紙は、各学校、教育委員会に備え付けておりますので、必要な方はお申し出ください。

　なお、令和６年４月に小・中学校に入学予定のお子様がいる保護者の方で、**新入学用品費入学前支給の申請を既にされている方も、新年度分を再度申請する必要があります**。

**就学援助受給条件**　　次のいずれかに当てはまる場合

○　保護者（世帯）の所得が生活保護基準の１．２倍未満である。※

○　その他、災害などの特別な事情で生活に困窮している。

［注意］児童自立支援施設に入所している児童生徒は対象外です。

【所得のめやす】（令和6年度基準額）※あくまで参考です。

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯構成 | 世帯所得（年） |
| 父（４０歳）・母（４０歳）・子（１４歳・９歳） | ３５５万円以下 |
| 母（３５歳）・子（７歳） | ２７０万円以下 |
| 祖父（７０歳）・祖母（６５歳）・  父（３６歳）・母（３２歳）・  子（１５歳・１０歳・３歳） | ４５８万円以下 |

※令和５年中の給与所得又は公的年金等に係る所得がある人は、所得から１０万円を控除した額を所得とします。

**提出書類** 　　　　 ①　就学援助申請書

※　委任状欄は、内容を確認した上でご記入ください。

※　生活保護を受けている世帯は、申請書等の提出は不要です。

②　添付書類　**・振込口座の通帳の写し**

**・世帯員全員の令和５年分の確定申告書又は源泉徴収票**

**の写し**

認定作業を行うために必要です。また、６月上旬に市の

保有する税関係情報（所得情報）により確認、審査を行います。

添付書類に

関する注意点

※**「令和５年度所得・課税証明書」の提出は不要**です。

※　**公的年金受給者は、公的年金の源泉徴収票の写しが必要**です。

※　世帯分離している分の各種証明書は不要です。

※　非課税収入分（失業保険、遺族年金、障害年金）は添付不要です。

**申請書の提出期限**　　　　**令和６年３月１５日（金）**

※　５月１日以降に申請した場合は、認定は申請書受付月からとなります。

**申請書の提出先**　　 各学校、学校教育課、能代教育事務所

　　　　　　　　　　※　兄弟姉妹がいる場合、小・中学校どちらに提出してもかまいません。

　　　　　　　　　　　　世帯で１部の提出で構いません。世帯の状況に全員の氏名等を記入してください。

**受給資格の認定**　　　保護者(世帯)の所得状況等を審査の上、６月中に結果を郵送します｡

※　６月に市の保有する税関係情報（所得情報）により審査を行います。

【問い合わせ先】 学校教育課（℡７３－５２８１）、各学校

**就学援助額及び支給時期**〔予定　援助額・支給時期は変更となる場合があります。〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費　目 | | 援助額（予定） | 支給時期 |
| ① | 学用品費及び  通学用品費 | 小学生　年額 15,600円  中学生　年額 30,600円  （年度途中の認定、取消しの場合は月割り） | 7月下旬（ 4～ 7月分）  11月下旬（ 8～11月分）  3月上旬（12～ 3月分） |
| ② | 体育実技費 | 授業で使用するスキー用具や柔道着  (支給の制限･限度額有り) | 原則7月下旬 |
| ③ | 新入学用品費 | 小学生32,150円／中学生40,500円  （原則入学前の支給。  ただし4月に認定された1年生も対象） | 入学前 2月  または  6月下旬～ 7月上旬 |
| ④ | 修学旅行費 | 共通経費として学校集金した額  （上限額 小：33,000円　中：90,000円） | 小学校　10月下旬  中学校　 7月下旬  ※ 経費確定後、精算払 |
| ⑤ | 通学費 | 遠距離通学でバスを利用した場合の定期代等 | 原則3月上旬 |
| ⑥ | 学校給食費 | 実際に負担した額 | 就学援助費から自動的に市へ納付 |
| ⑦ | 医療費 | 学校定期検診で治療の必要性があるとされ、学校から治療の指示を受けた、う歯（矯正治療は対象外）、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等の自己負担額。治療前に学校から医療券の交付を受けること。 | 4～5月医療券交付なし  6月所得再審査後から交付  ※ 生活保護を受けている世帯は、随時交付 |
| ⑧ | 校外活動費 | 共通経費として学校集金した額  (支給の制限･限度額有り) | 3月上旬 |
| ⑨ | 生徒会費 | 共通経費として学校集金した額  (支給の制限･限度額有り) | 3月上旬 |
| ⑩ | オンライン学習通信費 | 新規契約又はプラン変更した世帯  （１世帯：月額500円） | 9月下旬  3月上旬 |

※　生活保護を受けている世帯は、④修学旅行費、⑦医療費、⑧校外活動費のみの支給となります。

**医療費について**（要保護世帯は随時交付、準要保護世帯は下記の取り扱いとなります。）

・学校の定期健診で、治療の指示を受けた特定の疾病が対象となります。

・４月・５月は、医療券は交付されません。治療費について保護者の自己負担となる場合がありますので、領収書の保管をお願いいたします。

・６月の所得審査後は、学校から保護者へ医療券が交付され、自己負担なしで治療できます。

【４月・５月に受診の場合】

→　所得審査後、保護者へ支払。

不認定の際は支払われません。

（市民保険課へ領収書を提出するとマル福適用分は返金されます。)

学校の

定期健診で

治療の指示

→ 有り：自己負担で受診

（マル福は使用しない）

領収書の写しを学校へ

→ 無し：自己負担で受診

　　　（マル福使用可）

【６月以降に受診の場合】

学校の

定期健診で

治療の指示

→ 有り：学校から医療券をもらう → 病院で治療

自己負担なしで受診できます。

→ 無し：自己負担で受診

　　（マル福使用可）

※　定期健診前の受診に伴う領収書や、学校からの治療の指示がないものは対象外です。

　　この場合はマル福を使用できます。